

亀山市告示第155号

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和7年8月13日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱の一部を改正する告示

亀山市母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業実施要綱（平成20年亀山市告示第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(対象講座の指定)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で対象講座の指定の可否を決定し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書（様式第2号）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、第5条第1項第2号に掲げる対象者であって、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の13第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに支給をするものについては、その旨を記載するものとする。</p>	<p>(対象講座の指定)</p> <p>第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で対象講座の指定の可否を決定し、母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定通知書（様式第2号）又は母子家庭等自立支援教育訓練給付金対象講座指定却下通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。この場合において、第5条第1項第2号に掲げる対象者であって、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに支給をするものについては、その旨を記載するものとする。</p>

(訓練給付金の支給申請)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第2号に掲げる対象者のうち、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の13第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに支給をするものは、前項第3号に規定する書類に替えて、同令第101条の2の4第3号に規定する受講証明書[〔]を提出しなければならない。

3 [略]

(訓練給付金の支給申請)

第9条 [略]

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項第2号に掲げる対象者のうち、支給単位期間（雇用保険法施行規則第101条の2の12第4項に規定する支給単位期間をいう。）ごとに支給をするものは、前項第3号に規定する書類に替えて、雇用保険法施行規則第101条の2の4第3号に規定する受講証明書[〔]を提出しなければならない。

3 [略]

備考 表中の [] の記載は注記である。

附 則

この告示は、令和7年10月1日から施行する。